

給水装置工事共通施行指針

令和2年4月

青森県東青地区広域

給水装置工事共通施行指針

1 総 則

1. 1	目 的	1
1. 2	給水装置の定義	1
1. 3	給水装置の種類	2
1. 4	給水装置工事の種類	2
1. 5	工事の申込み	2
1. 6	工事費の負担	3
1. 7	工事の施行	3
1. 8	指定工事業者制度	3
1. 9	指定の更新	4
1. 10	指定工事業者の指定の更新に関する経過措置	5
1. 11	指定工事業者の事業運営の基準	5
1. 12	給水装置工事主任技術者制度	7
1. 13	管理	9
1. 14	適用範囲	9

2 構造及び材質の基準及び使用材料の指定

2. 1	給水装置の構造及び材質	10
2. 2	給水装置の構造及び材質の基準	10
2. 3	基準適合品の使用	13

3 使用材料の指定

3. 1	分岐からメーターまでの構造及び材質の指定	16
3. 2	給水装置の構造及び材質	16
3. 3	メーター前後の標準配管	20

4 施工法

4. 1	分岐工法	21
4. 2	仕切弁及び止水栓	29
4. 3	メーターの設置位置	34
4. 4	配管工事一般事項	35

1. 総則

1. 1 目的

この給水装置工事設計施行指針（以下「施行指針」という。）は、災害等事故時の応援・復旧活動を迅速にするために必要な事項を定めることを目的とする。

この施行指針において「法」、「政令」、「省令」等とは、次のものをいう。

- (1) 「法」……………「水道法」をいう。
- (2) 「政令」……………「水道法施行令」をいう。
- (3) 「省令」……………「水道法施行規則」をいう。
- (4) 「基準省令」………「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」をいう。
- (5) 「条例」……………「青森市水道事業条例」
「平内町水道事業給水条例」
「今別地区簡易水道事業給水条例」
「蓬田村簡易水道事業給水条例」
「外ヶ浜町簡易水道事業給水条例」をいう。
- (6) 「水道事業者」…「青森市公営企業管理者」
「平内町長」「今別町長」「外ヶ浜町長」
「蓬田村長」をいう。
- (7) 「メーター」………「水道事業者が貸与するメーター」をいう。

1. 2 給水装置の定義（法第3条第9項、第11項）

- 1 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項）
- 2 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。（法第3条第11項）

- (1) 「配水管」とは、配水池又はポンプを起点として配水するために布設した管をいう。
- (2) 「給水管」とは、配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管をいう。（他の給水管から分岐して設けられたものを含む。）
- (3) 「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取り外しの可能な状態で接続される用具は含まない。
- (4) 貯水槽を設置する場合は、配水管から貯水槽への注水口までを給水装置とする。

1. 3 給水装置の種類（条例：青森市・平内町（(2)を除く）-第3条、今別町・蓬田村・外ヶ浜町-第4条）

- 1 給水装置の種類は、次のとおりとする。
- (1) 専用給水装置は、1世帯又は1箇所専用するものをいう。
 - (2) 共用給水装置は、2世帯又は2箇所以上で共用するものをいう。
 - (3) 私設消火栓は、消防用に使用するものをいう。

1. 4 給水装置工事の種類

給水装置工事は次の種類とする。

- 1 「新設工事」とは、新たに給水装置を設ける工事をいう。
- 2 「改造工事」とは、既設給水装置の原形を変える工事をいう。
 - (1) 給水管及び給水用具の口径を変更する工事
 - (2) 給水管及び給水用具を建築物の改築や建替えて一新する工事
 - (3) 給水管種の変更及び給水用具の増設、又は一部を撤去する工事
 - (4) 給水管及び給水用具の位置を変更する工事
- 3 「修繕工事」とは、給水装置の原形を変えないで給水管、給水用具の部分的な破損箇所を修復する工事をいう。ただし、軽微な変更は除く。（法第16条の2第3項）
 - ※「軽微な変更」とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。（省令第13条）
- 4 「撤去工事」とは、給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

1. 5 工事の申込み

- 1 給水装置の新設・改造・修繕・撤去（以下「給水装置の新設等」という。）をしようとする者は、給水装置新設等申込書に關係書類を添えて水道事業者に申し込み、その承認を受けなければならない。（条例：青森市-第4条、今別町・蓬田村・外ヶ浜町-第5条、平内町-第6条）
- 2 給水装置の新設等の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、申込み時に、各水道事業体が別に定める水道加入金（青森市・平内町）、設計審査手数料、工事完成検査手数料等を納めなければならない。

1. 6 工事費の負担（条例：青森市-第 5 条、今別町・蓬田村・外ヶ浜町-第 6 条、平内町-第 8 条）

給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の負担とする。

1. 7 工事の施行（条例：青森市-第 6 条、平内町・今別町・蓬田村・外ヶ浜町-第 7 条）

- 1 給水装置工事を行う者は、水道事業者の指定を受けた指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）でなければならない。
- 2 給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ水道事業者の設計審査を受け、かつ、工事完成後に水道事業者の工事検査を受けなければならない。

審査及び検査は、給水装置の構造及び材質の基準が政令第 6 条に定められている基準に適合することの確認を含むものとする。

1. 8 指定工事事業者制度

指定工事事業者制度は、水道の需要者の給水装置の構造及び材質が、政令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定する制度である。

指定工事事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するための核となる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）について、国家試験により全国一律の資格を付与することとし、指定工事事業者について、水道事業者による指定基準を法で全国一律に定めている。

指定の基準は、次のように定められている。（法第 25 条の 3）

- 1 水道事業者は、法第 16 条の 2 第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
 - 一 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ニ 法第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者がある

もの

- 2 水道事業者は、法第 16 条の 2 第 1 項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

※ 厚生労働省令で定める機械器具については、省令第 20 条において定められている。

1. 9 指定の更新（法第 25 条の 3 の 2）

第 16 条の 2 第 1 項の指定は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下、この項及び事項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前 2 条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。

- 1 令和元年 10 月 1 日の改正水道法により指定給水装置工事事業者の制度に、5 年ごとの更新手続きが必要となり、有効期限（指定の効力が満了する日）の経過によって失効の取扱いとなる。
- 2 指定の更新を決定した場合、更新後の指定の有効期間は、更新を行う前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算する。

※有効期間の満了日と閉庁日が重複した場合の取扱い

地方自治法第 4 条の 2 の規定により、有効期間の満了日が閉庁日と重複している場合は、その翌開庁日（営業日）に更新の申請を行えば、その指定は失効とはならない。ただし、その場合の次回更新までの有効期間については、従前の有効期間の満了日の翌日から 5 年となる。

1. 10 指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する経過措置（水道法附則第 3 条）

この法律の施行の際現に水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けている同条第 2 項に規定する指定給水装置工事事業者の施行日後の最初の新法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の更新については、同項中「5 年ごと」とあるのは、「水道法の一部を改正する法律の施行日（以下この項において「改正法施行日」という。）の前日から起算して 5 年（当該指定を受けた日が改正法施行日の前日の 5 年前の日以前である場合によっては、5 年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過する日まで」とする。

1. 1.1 指定工事業者の事業運営の基準

1 事業の基準（法第 25 条の 8）

指定工事業者は、省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

2 事業の運営の基準（省令第 36 条）

法第 25 条の 8 に規定する省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 給水装置工事（軽微な変更を除く。）ごとに、選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して法第 25 条の 4 第 3 項各号に掲げる職務を行なう者を指名すること。
- 2 配水管への取り付け口からメーターまでの工事を施行する場合は、適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 3 あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 4 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 5 次に掲げる行為を行わないこと。
 - (1) 政令第 5 条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - (2) 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 6 施行した給水装置工事（軽微な変更を除く。）ごとに、第 1 号の規定により指名した主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。
 - (1) 施主の氏名又は名称
 - (2) 施行の場所
 - (3) 施行完了年月日
 - (4) 主任技術者の氏名
 - (5) 竣工図
 - (6) 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - (7) 法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果

※ 適切に作業を行うことができる技能を有する者とは、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の配水管から給水管を分岐する工事に係る作業及び当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施することができる者をいう（平成9年8月11日付け衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）。

具体的な例示として次の資格等を有していること等があげられる。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④ 財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る検定を修了した者
ただし、配水管の分岐部から水道メーターまでの配管作業に従事する者の要件は実際に必要な技能を有しているか否かにより判断すべきものであり、特定の有資格者に限定する趣旨ではない（平成20年3月21日付健水発0321001号厚生労働省健康局水道課長「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」）。

3 変更の届出等（法第 25 条の 7）

指定工事業者は、事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、省令で定めるところにより、その旨を水道事業者届け出なければならない。

- 1 変更の届出は、変更のあった日から 30 日以内（省令第 34 条）
- 2 事業の廃止・休止の届出は、廃止・休止の日から 30 日以内（省令第 35 条）
- 3 事業の再開の届け出は、再開の日から 10 日以内（省令第 35 条）

4 報告又は資料の提出（法第 25 条の 10）

水道事業者は、指定工事業者に対し、当該指定工事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

5 指定の取消し（法第 25 条の 11）

水道事業者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。

- 1 第 25 条の 3 第 1 項各号に適合しなくなったとき。
- 2 第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。
- 3 第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 4 第 25 条の 8 に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 5 第 25 条の 9 の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 6 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 7 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 8 不正の手段により第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。

1. 1 2 給水装置工事主任技術者制度

1 主任技術者の選任、解任及び職務（法第 25 条の 4）

- 1 指定工事業者は、事業所ごとに、第 3 項各号に掲げる職務をさせるため、省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定工事業者は、主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認（政令第 6 条）
 - (4) その他省令で定める職務

1 選任届出は、法第 16 条の 2 の指定を受けた日から 2 週間以内

（省令第 21 条第 1 項）

2 解任及び新たな選任届出は、当該事由が発生した日から 2 週間以内

（同条 第 2 項）

3 主任技術者は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。（省令第 23 条）

- (1) 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- (2) 省令第 36 条第 1 項第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の工事上の条件に関する連絡調整
- (3) 給水装置工事（軽微な変更を除く）を完成した旨の連絡

※ 主任技術者は、水の衛生確保の重要性についての自覚と、給水装置工事の各段階を適正に行うことができるだけの知識と経験を有し、配管技能者などの給水装置工事に従事する従業員等の関係者間のチームワークと相互信頼関係の要となるべき者である。

2 主任技術者の立会い（法第 25 条の 9）

水道事業者は、法第 17 条第 1 項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

主任技術者は、給水装置工事の調査、施行、検査といった一連の工事の過程の全体について技術上の統括、管理を行う者であり、その職務として工事の技術面での管理を求められている。このことから、主任技術者は完成検査時に現場で立ち会い、工事の内容について説明を行わなければならない。

3 給水装置工事に従事する者の責務（法第 25 条の 4 第 4 項）

給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

このことは、主任技術者が、職務上行う従事者に対する指導に実効性を持たせ、その職務を十分に発揮できるようにするために不可欠であることから定められている。

1. 1 3 管理（条例第 17 条-青森市、第 18 条-今別町・蓬田村・外ヶ浜町、第 19 条-平内町）

- 1 水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。
- 2 水道利用者等は、給水装置に異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。（外ヶ浜町、平内町を除く）
- 3 第 1 項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

給水装置は、所有者等が自らの費用負担で設置したもので、その管理責任は水道利用者等にあることから、水が汚染し、又は漏水しないよう管理しなければならない。

1. 1 4 適用範囲

この施行指針は、指定工事業者が施行する給水装置工事について適用する。

この施行指針に基づかない、いわゆる無届け工事、不正工事等については、各水道事業体の条例で対応が定められているので、これを適用する。

2. 構造及び材質の基準

2. 1 給水装置の構造及び材質（法第 16 条）

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

- 1 給水装置の構造及び材質は、政令第 6 条の基準に適合したものでなければならない。
- 2 供給規程とは、条例のことをいい、条例第 36 条-青森市、第 34 条-平内町、第 32 条-今別町、第 33 条-蓬田村・外ヶ浜町に給水装置の基準違反に対する措置を規定している。

2. 2 給水装置の構造及び材質の基準（政令第 6 条）

- 1 法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。
 - (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30cm 以上離れていること。
 - (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、省令で定める。

- 1 主任技術者は「構造・材質基準」に適合するか否かのみならず、現場状況も事前調査を行い、充分理解のうえ、完成後の維持管理も容易な給水装置とするようにしなければならない。
- 2 必要な技術的細目を定める省令とは、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（以下「基準省令」という。）であり、基準省令は、個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能及びその定量的な判断基準並びに給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準を明確にするものであり、耐圧、浸出等、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒及び耐久に関する基準を定めている。

(1) 給水装置の構造及び材質に関する基準

基準省令（第1条～第7条）に定められている耐圧、浸出等、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒、耐久に関する基準は、下表のとおりである。（抜粋）

給水装置の構造及び材質に関する基準

各基準項目 基準省令	給水管及び給水用具の性能基準	給水装置システムの判定基準
耐圧に関する基準 (第1条)	耐圧性能試験により 1.75MPa の静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損、その他の異常を生じないこと。	給水管や継手の構造及び材質に応じた適切な接続がおこなわれていること。
浸出等に関する基準 (第2条)	浸出性能試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、各項目につき基準に適合しなければならない。	水が停滞しない構造となっていること。
水撃限界に関する基準 (第3条)	水撃限界に関する試験により給水用具の止水機構の急閉止をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が 1.5MPa 以下である性能を有するものでなければならない。	水撃防止のための措置が講じられていること。
防食に関する基準 (第4条)	酸、アルカリ、漏えい電流による侵食のおそれがある場所に設置される場合は、適切な侵食防止又は電気防食のための措置を講じなければならない。	酸、アルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆されていること。 漏えい電流に対しては非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆されていること。
逆流防止に関する基準 (第5条)	水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、逆流を防止するための性能を有する給水用具を、適切な位置に設置しなければならない。	給水する箇所には逆止弁等を設置するほか、吐水口を有する給水装置は越流面と吐水口との垂直距離が基準に適合していること。
耐寒に関する基準 (第6条)	屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、安全弁(逃し弁)、逆止弁、空気弁及び電磁弁は、耐久性能試験及び耐寒性能試験後に規定の性能を有するものでなければならない。	断熱材で被覆する等、適切な凍結の防止のための措置が講じられていること。
耐久に関する基準 (第7条)	弁類は、耐久性能試験後、規定の性能を有するものでなければならない。	基準に適合するものが設置されていること。

(2) 給水管及び給水用具の性能基準の適用

給水管及び給水用具に求められる性能基準は、下表のとおりである。

給水管及び給水用具の性能基準

(改訂 給水装置工事技術指針より)

性能基準 給水管及び給水用具		耐圧	浸出	水撃 限界	逆流 防止	負圧 破壊	耐寒	耐久
給水管		◎	◎	—	—	—	—	—
バルブ		◎	◎	○	—	—	○	○
継手		◎	◎	—	—	—	—	—
逆止弁		◎	◎	—	◎	○	—	◎
給水栓 ボールタップ	飲用	◎	◎	◎	○	○	○	—
	飲用以外	◎	—	◎	○	○	○	—
湯沸器	飲用	◎	◎	○	○	○	—	—
	飲用以外	◎	—	—	○	○	—	—
浄水器		◎	◎	—	○	—	—	—
ユニット化装置(流し 台,洗面台,浴槽,便器等)	飲用	◎	◎	○	○	○	—	—
	飲用以外	◎	—	○	○	○	—	—
自動食器洗い器,ウォー タークーラー,洗浄便座 等	飲用	◎	○	○	○	○	○	—

凡例 ◎：適用される性能基準

○：給水用具の種類、設置場所により適用される性能基準

2. 3 基準適合品の使用

給水装置は、水道事業者施設の配水管から直接接続し、需要者に安全な水道水を供給する設備のため、政令第6条の「構造及び材質の基準」に適合した給水管及び給水用具を使用しなければならない。

「構造及び材質の基準」に適合した給水管及び給水用具には、自己認証品・第三者認品・日本工業規格品(JIS)・日本水道協会規格品(JWWA)又は日本水道協会検査品等があるため、使用する給水装置がいずれに該当するのか確認すること。

1 認証品

(1) 自己認証

ア 構造・材質の基準が明確化、性能基準化されたことから、製造業者や販売業者が自らの責任で基準適合性を消費者に対して証明し、製品の販売を行うことができるようになった。

イ 自己認証とは、このように「自らの責任」において性能基準に適合していることを認証したものである。製造業者や販売業者は、「自社検査証印」の表示を行うとともに、「試験証明書及び製品品質の安全性を示す証明書」を種類ごとに、指定工事業者に提示する。

ウ 自己認証品を使用する場合は、あらかじめ水道事業者に「試験証明書及び製品品質の安全性を示す証明書」の写しを提出すること。

(2) 第三者認証

ア 製造業者等との契約により、中立的な第三者認証機関が製品試験、工場検査を行い、基準に適合しているものについては「認証製品」であることを示す「マークの表示」で確認するか、性能基準適合品リストを閲覧することにより行う。

イ 現在の認証機関

- (ア) (社) 日本水道協会
- (イ) (財) 日本燃焼器具検査協会
- (ウ) (財) 電気安全環境研究所
- (エ) (財) 日本ガス機器検査協会
- (オ) (株) ユー・エル日本 (U L)

2 規格品（特別認証品）

日本工業規格、製造業者等の団体の規格、海外認証機関規格等の製品規格のうち、その性能基準項目の全部に係る条件が、基準省令と性能基準と、同等以上が明確な製品であるもの。

○海外認証機関（参考）

IAPMO (International and Association of Plumbing and Mechanical Officials)、NSF インターナショナル (国際衛生財団) 等がある

3 第三者認証機関の認証マーク

(1) (社)日本水道協会の認証のマーク

基本基準適合品に
表示されるマーク



基本基準適合品で寒冷地
仕様の製品に表示される
マーク



基本基準適合品で寒冷地
と共用仕様の製品に表示
されるマーク



銅合金の鉛の新基準適合品に使用するマーク



＜特別基準＞基本基準に加え JWWA 規格及び当
センターが認める団体規格によって独自の形状や
利便性・快適性等の性能を認証します。品種によ
りチェックする性能は異なります。



(2) その他第三者認証機関の認証マーク



(財)日本燃焼器具検査協会



(財)電気安全環境研究会



(財)日本ガス機器検査協会



アンダーライタース・
ラボラトリーズ・インク
(株)ユー・エル日本 (UL)

4 基準適合品の確認方法

厚生労働省並びに第三者認証機関のインターネットによる情報の入手先

名 称	ホームページアドレス
厚生労働省給水装置データベース	http://www.kyuusuidb.mhlw.go.jp
(社)日本水道協会(JWWA)	http://www.jwwa.or.jp/
(財)日本燃焼機器検査協会(JHIA)	http://www.jhia.or.jp/
(財)日本ガス機器検査協会(JIA)	http://www.jia-page.or.jp/
(財)電気安全環境研究所(JET)	http://www.jet.or.jp/

5 給水装置用材料の認証

この給水装置用材料の認証図は、一般的な例に基づいて作成したものである。



3. 使用材料の指定

3. 1 分岐からメーターまでの構造及び材質の指定（条例第 5 条-平内町、第 7 条-青森市、第 8 条-今別町、蓬田村、外ヶ浜町）

- 1 水道事業者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 2 水道事業者は、指定工事業者に対し、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置の新設等の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3. 2 給水装置の構造及び材質

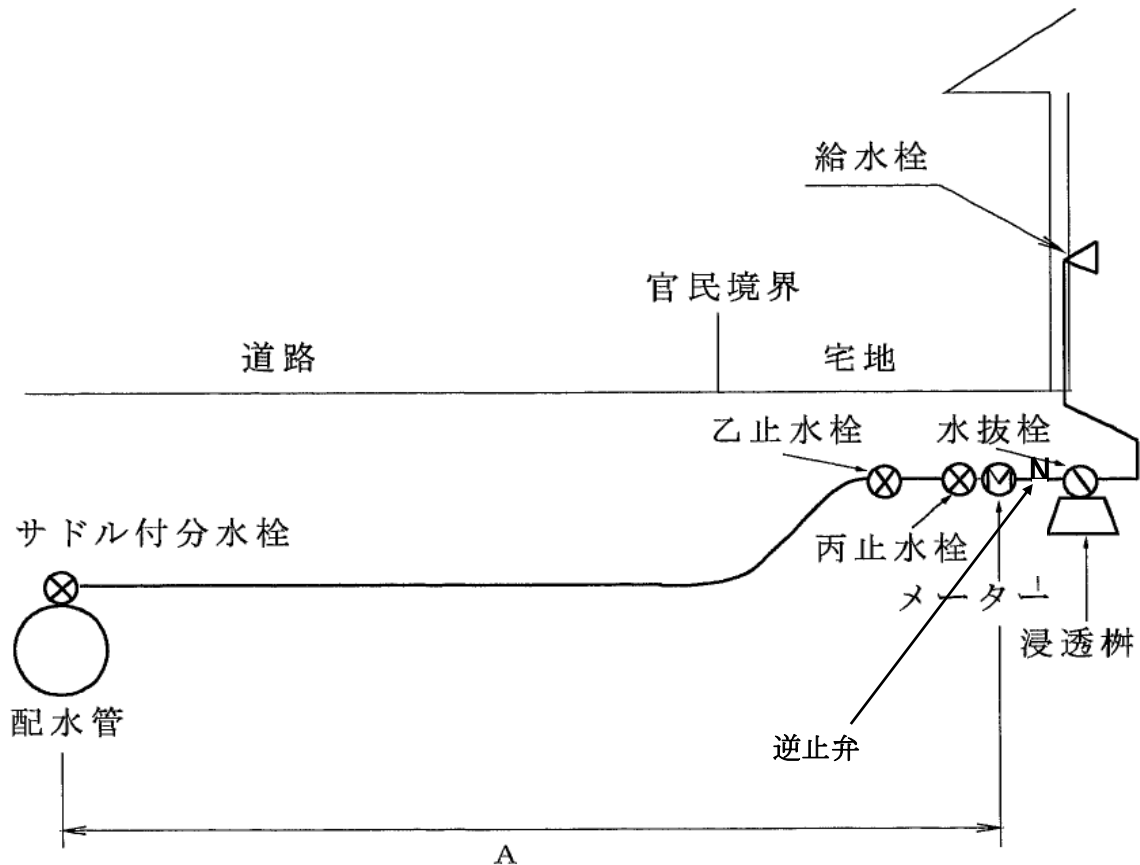
- 1 配水管の取付口からメーターまでの間の給水装置には、分水栓及び止水栓を取り付けなければならない。
- 2 前項の給水装置（分水栓及び止水栓を含む。）の構造及び材質は、政令第 6 条の基準に適合し、かつ、水道事業者が別に定めるものに適合したものでなければならない。

- 1 分岐からメーター（弁、筐、メーター枠）までの構造及び材質は、災害復旧及び漏水修理を円滑かつ効率的に行うため、「給・配水材料規格一覧表」のとおりとする。
- 2 指定部分の標準配管は、「給水装置標準配管図」及び「メーター前後の標準配管図」のとおりとする。

※ 給水装置（分岐～給水栓）の新設等に要する費用については、1. 6 工事費の負担に定めるとおりとする。

※ 設置した給水装置の管理については、1. 1 3 管理に定めるとおりとする。

給水装置標準配管図



区間	区間名称	口 径	管 種
A	分岐～メーター	φ 20 mm～φ 50 mm	PP※1、※2
		φ 75 mm 以上	D I P (K形・NS形・GX形)

※1 水道用ポリエチレン二層管

分岐からメーターまでの給水管に非金属管（PP）を使用する場合は、維持管理を容易にするため非金属管探知用ワイヤーを布設すること。

※2 油類が浸透するおそれがある場所では、ポリエチレン管用浸透防止スリーブを使用すること。

または、ライニング鋼管 (SGP-VB, -VD, -PB, -PD) やステンレス鋼管 (SSP, SSP-B) 等を使用することが望ましい。

給・配水材料規格一覧表

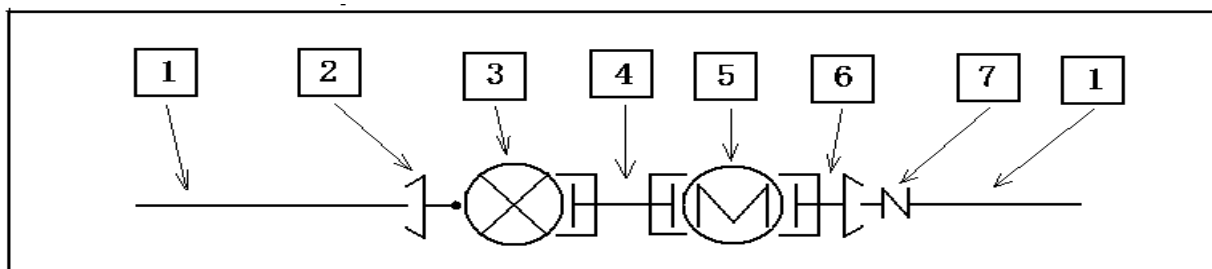
分類	適用規格		
	材料名	規格番号	仕様・特記事項
管 類	ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113	K 形・NS 形 内面モルタルライニング
		JWWA G 112	K 形・NS 形 内面エポキシ樹脂粉体塗装
		JWWA G 120	GX 形
	硬質塩化ビニルライニング鋼管		20A～100A(SGP-VB、VD)
	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWAK 132	20A～100A(SGP-PB、PD)
	ポリエチレン管	JPS-04	20 mm～50 mm(PP 1 種二層管)
	水道用ステンレス鋼管	JWWAG115	13 mm～50 mm(SSP)
	水道用波状ステンレス鋼管	JWWAG119	13 mm～50 mm(SSP-B)
異 形 管 継 手 類	ダクタイル鋳鉄管異形管	JWWA G 114 JWWA G 121	K 形・NS 形 内面エポキシ樹脂粉体塗装 GX 形
	割 T 字管	日水協検査品	被分岐管 50 mm～1,000 mm、分岐管 50 mm～600 mm (通水内部エポキシ樹脂粉体塗装)DIP・VP 用
	管端防食継手	JIS B2301 規格準用	20A～100A
	硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管		JWWAK 131 50 mm
	ポリエチレン管金属継手	(メカニカル継手 B 形) JWWAK 116	20 mm～50 mm
		(ワンタッチ式継手) JWWAB 116	20 mm～50 mm

	鑄鉄製特殊異形管	(VC ジョイント)	日水協検査品	50 mm
		(VC ジョイント片落)	日水協検査品	50 mm
	伸縮継手	(ゴム可とう管)	日水協検査品	20 mm～1,000 mm
		(伸縮可とう管)	日水協検査品	75 mm～1,000 mm
		(伸縮可とう管)	認証品	13 mm～50 mm

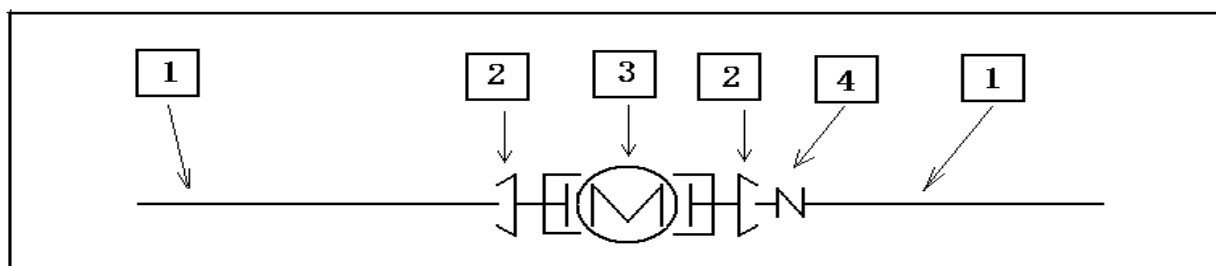
分類	材料名		規格番号	仕様・特記事項
栓 弁 類	サドル付分水栓 (ボール式)		JWWAB 117 規格準用	被分岐管 40 mm～400 mm、分岐管 20 mm～50 mm
	ボール式止水栓	(固定式)	認証品	13 mm～25 mm
		(伸縮式)	認証品	13 mm～25 mm
		(開閉防止形)	認証品	13 mm～25 mm
	青銅製仕切弁		認証品	40 mm～50 mm
	鑄鉄製ソフトシール仕切弁		JWWAB 120	50 mm～350 mm (右回り開)
	逆止弁	(スプリング式)	認証品	13 mm～50 mm (ねじ式)
		(スイング式)	認証品	13 mm～50 mm (ねじ式)
		(リフト式)	日水協検査品	75 mm (フランジ形)

3. 3 メーター前後の標準配管

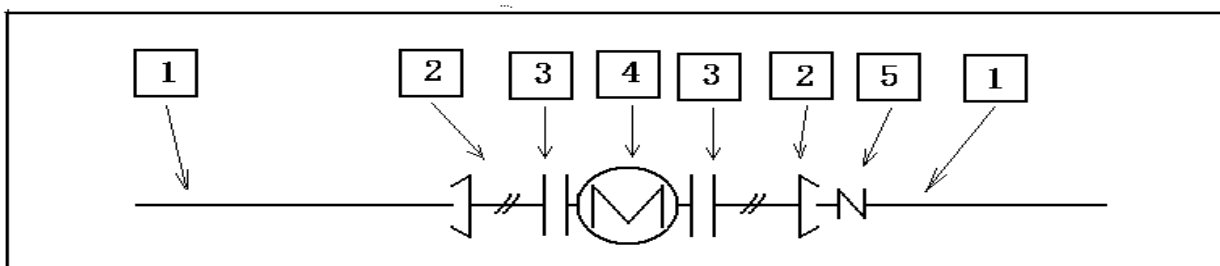
1 $\phi 13\text{mm}$ メーター ～ $\phi 25\text{mm}$ メーターの場合



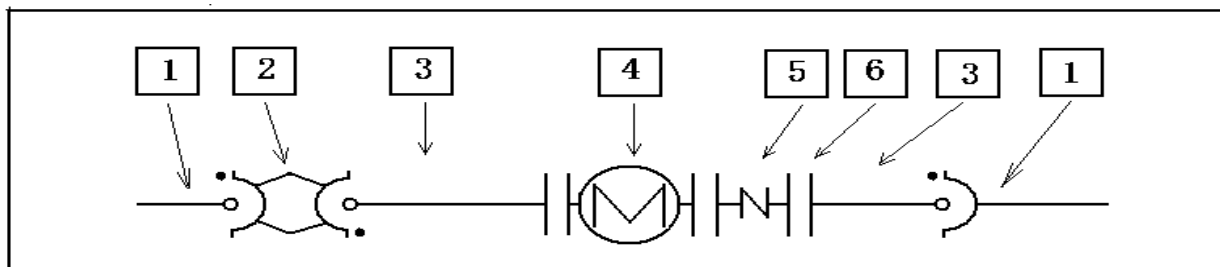
2 $\phi 40\text{mm}$ メーターの場合



3 $\phi 50\text{mm}$ メーターの場合



4 $\phi 75\text{mm}$ メーター以上の場合



メーター前後の標準使用材料表

項目	φ 13～φ 25 mm	φ 40 mm	φ 50 mm	φ 75 mm以上
	P P	P P	P P	D I P
2	PP 分止水栓用継手	P P メーターユニオン	P P オスジョイント	継輪
3	ボール式止水栓	メーター	上水フランジ	D I P 短管 2 号
4	伸縮継手	逆止弁	メーター	メーター
5	メーター		逆止弁	逆止弁
6	PP メーターユニオン			上水フランジ
7	逆止弁			

4. 施工法

4. 1 分岐工法

- 1 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに引き込みする給水管の口径に応じたサドル付分水栓、割T字管又はチーズ、T字管を用いなければならない。
- 2 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30cm 以上離さなければならない。(政令第5条題1項第1号)
- 3 分岐に当たっては配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等給水用具の取付けは、ボルトの片締めにならないよう均等に締め付けなければならない。
- 4 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行わなければならない。

1 配水管又は既設給水管（以下「配水管等」という）から給水管を取り出すに当たっては、ガスパイプ、工業用水道管等の水道以外の管と誤接続が行われないように、明示テープ、消火栓、仕切弁等の確認及び音聴、試験掘削等により、当該配水管等であることを確認の上、施工すること。

2 分岐位置の間隔は、給水管の取出穿孔による管体強度の減少を防止すること、給水装置相互間の流量への影響により他の使用者の水利用に支障が生じることを防止すること等から、他の給水装置の分岐位置から 30cm 以上離すこと。

3 分岐の工法及び使用する給水用具は、次のとおりとする。

- (1) 割T字管、弁付割T字管及びチーズは、横方向分岐とする。
- (2) サドル付分水栓の穿孔は、上穿孔、横方向分岐とする。
- (3) 被分岐管が DIP ϕ 75mm 以上で、分岐管が ϕ 40mm 及び ϕ 50mm の場合、「中口径サドル付分水栓」を使用することができる。
- (4) 分岐口径 75mm 以上の工事は、「弁付割T字管（フランジ形）」を使用する。
- (5) 被分岐管が ϕ 75mm 以上の DIP 及び VP で、分岐口径 50mm の分岐工事は、「弁付割T字管（ねじ込み形）」を使用する。
- (6) 鋳鉄管及び鋼管からの取出しで、サドル付分水栓及び割T字管を使用して分岐する場合、穿孔した通水口に防食コアを取り付けて防錆措置を施すものとする。
- (7) サドル付分水栓は、ボール式とする。
- (8) 配水管と同時施工の場合であっても、分岐はサドル付分水栓を使用すること。

4 分岐に当たっては、配水管等の外面に付着している土砂、必要により外面被覆材等を除去し清掃すること。サドル付分水栓及び割T字管の取付けに際しては、ゴムパッキン等が十分な水密性を保持できるよう慎重に施工すること。

また、ボルトの締め付けは、片締めすると分水栓の移動や、ゴムパッキン等の変形を招くおそれがあるので、必ず均等に締め付けること。なお、穿孔開始前の水圧試験は、0.7MPa に加圧し、5 分間保持することにより、漏水等の異常がないことを確認すること。

- 5 被分岐管が内面モルタル管又は内面エポキシ樹脂粉体塗装管の場合、それぞれに適合する穿孔ドリル及び防錆コアを使用すること。穿孔後には、穿孔の際の切りくず、切断片等が完全に管外へ排出されたことを確認すること。

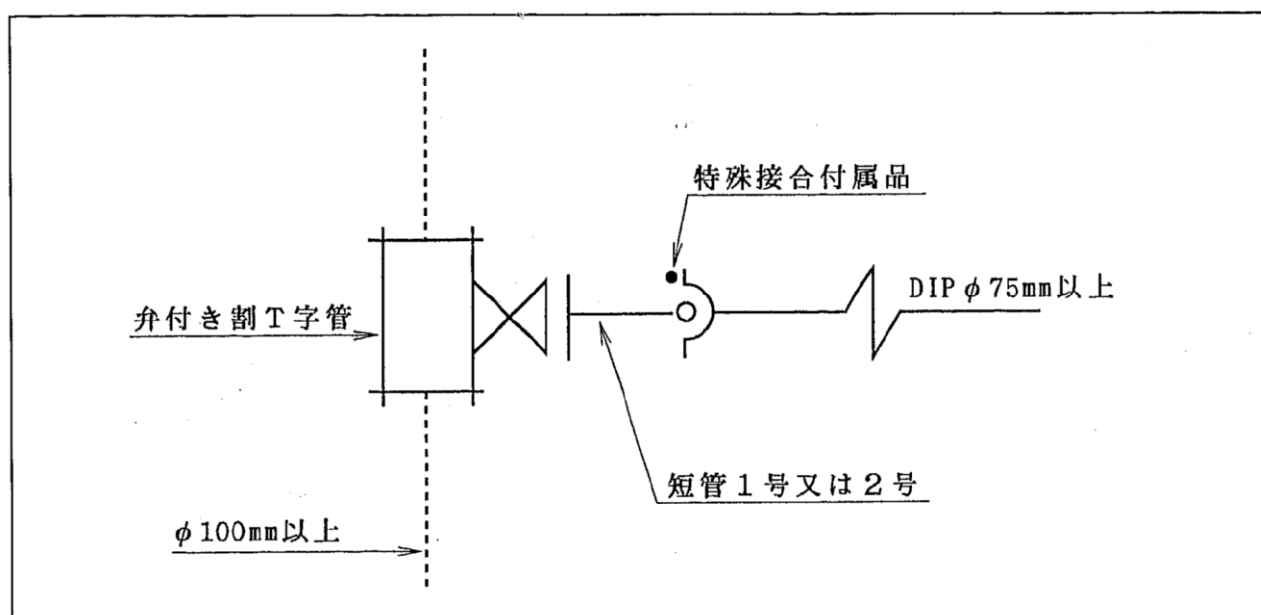
分岐標準配管図

- ・配管図は、被分岐管×分岐管とする。
- ・切管の最小長さは、原則として右の表のとおりとする。

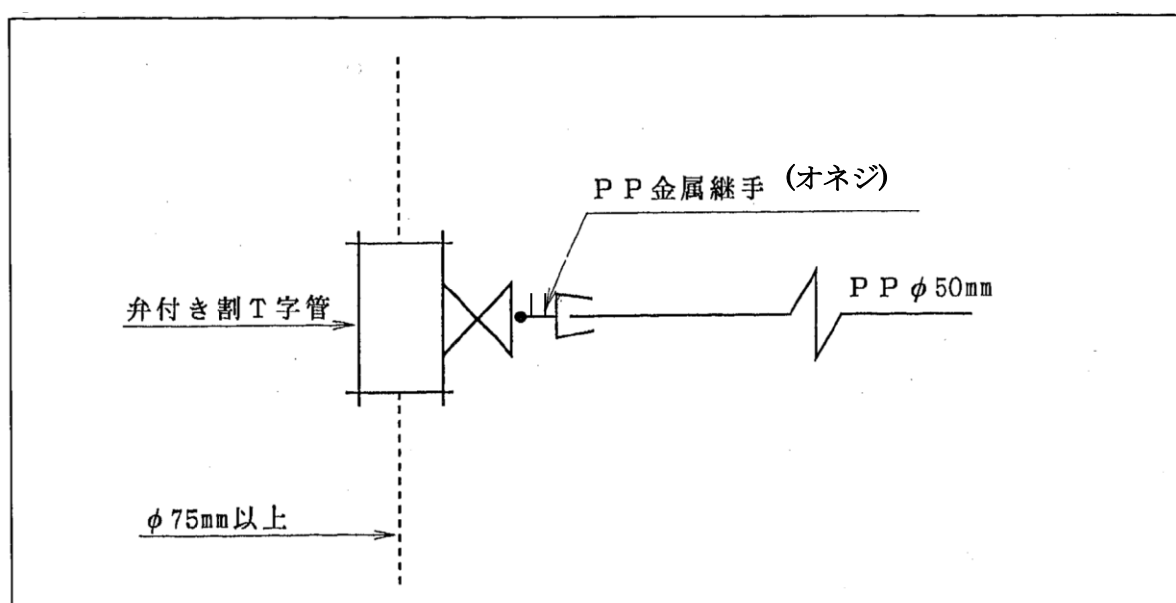
管 種	最小長さ
D I P	1.0m 以上
P P・V P 等	0.5m 以上

◎ 不断水工事（弁付き割T字管）

1 $\phi 100\text{mm}$ 以上×DIP $\phi 75\text{mm}$ 以上の場合（フランジ形）

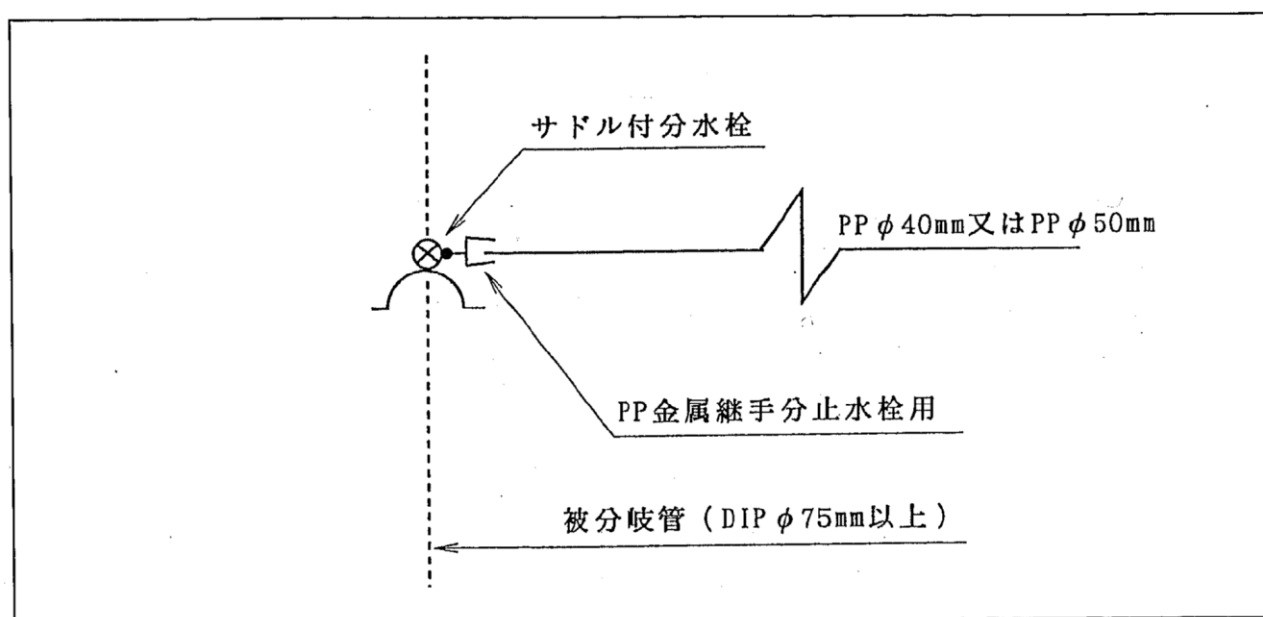


2 $\phi 75\text{mm}$ 以上×PP $\phi 50\text{mm}$ 以上の場合（ねじ込み形）



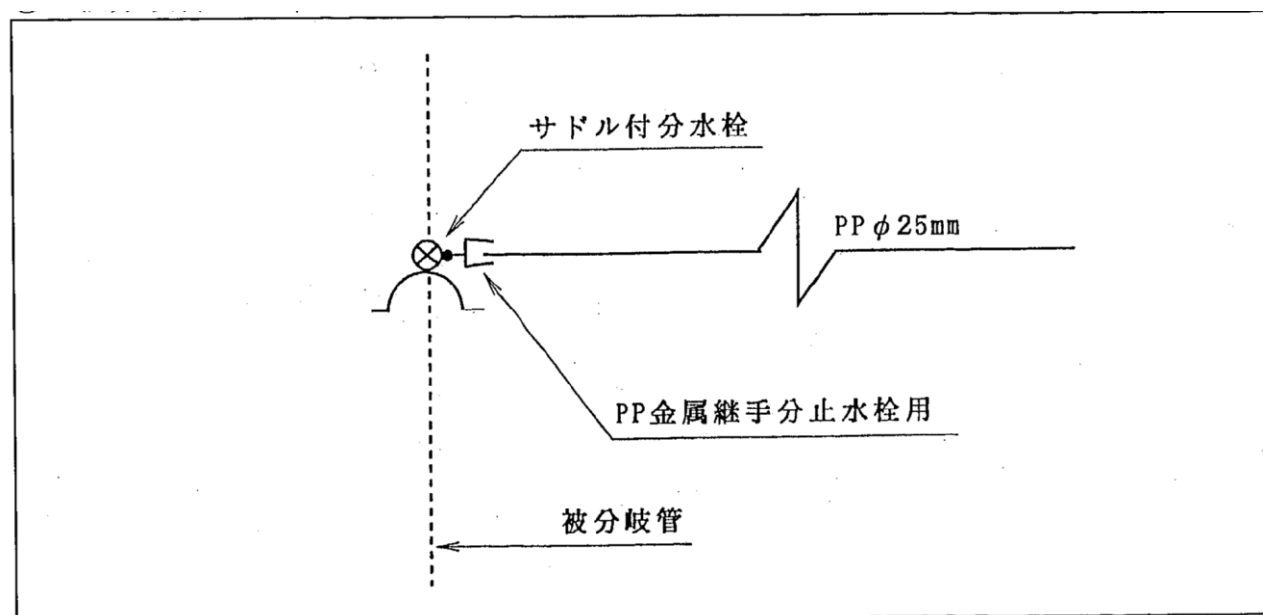
◎ 不断水工事（中口径サドル付分水栓）

3 被分岐管（DIP ϕ 75mm 以上） $\times$ PP ϕ 40mm 又は PP ϕ 50mm の場合



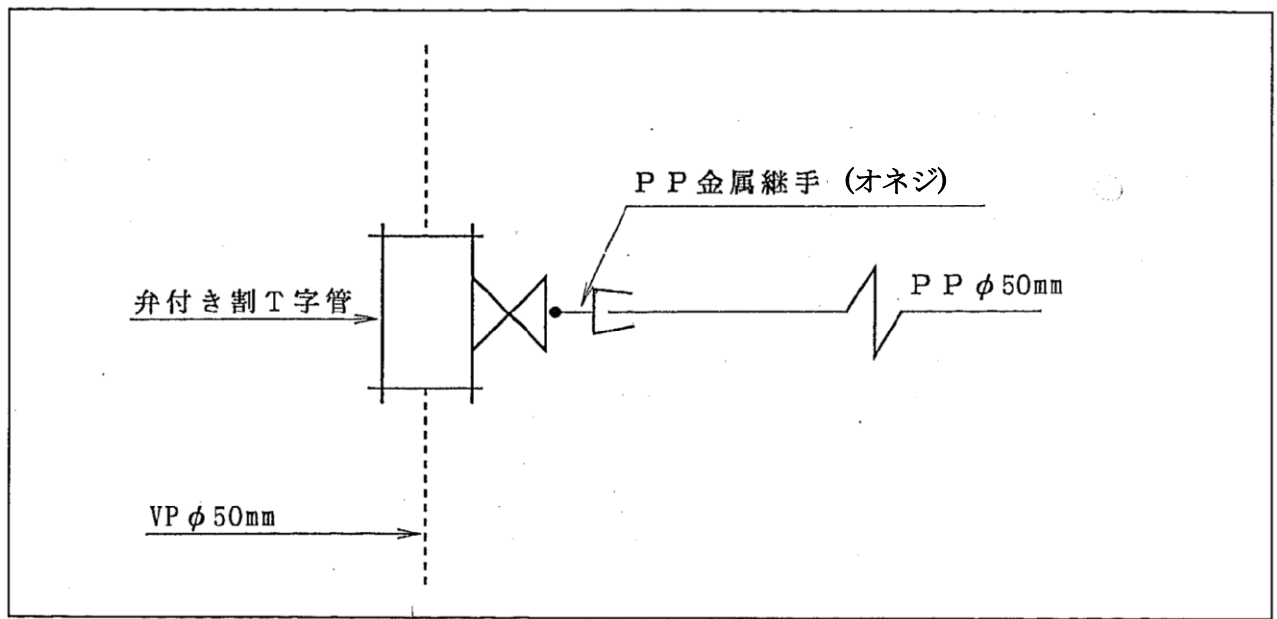
◎ 不断水工事（サドル付分水栓）

4 被分岐管 $\times$ PP ϕ 25mm の場合



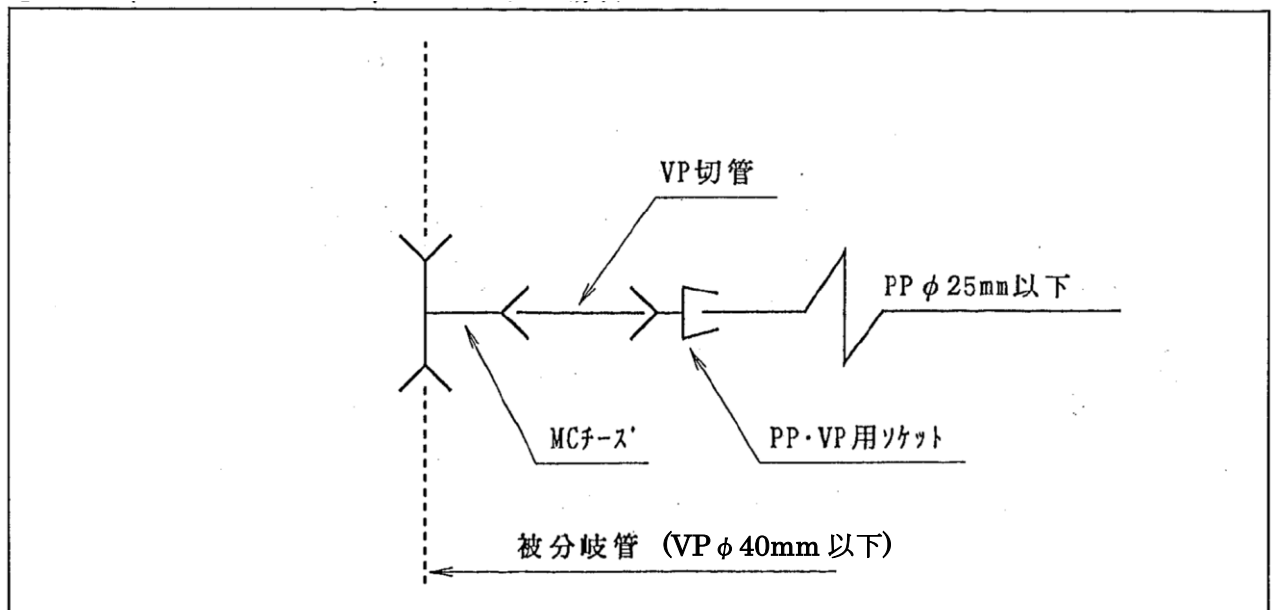
◎ 不断水工事（割T字管）

5 $\phi 50\text{mm} \times \phi 50\text{mm}$ の場合（ねじ込み形）



◎ 切り取り工事

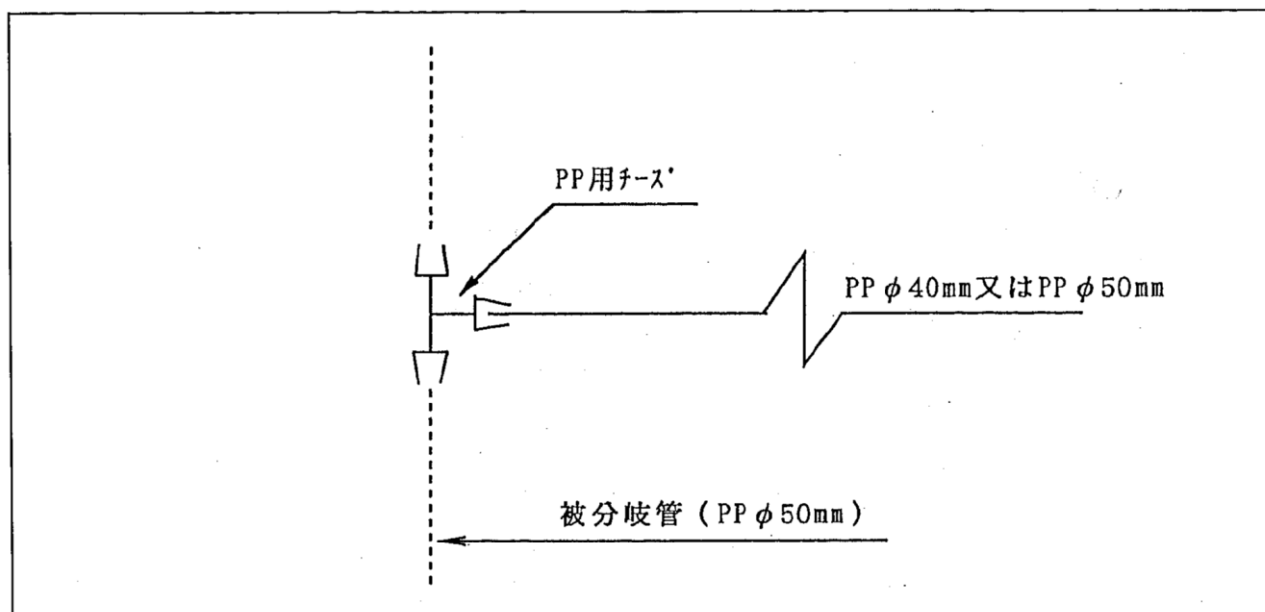
6 VP $\phi 40\text{mm}$ 以下 $\times$ PP $\phi 25\text{mm}$ 以下の場合



※圧着した場合は、圧着箇所を MC ユニオン・フクロジョイント・補修バンド等で保護すること。

◎ 切り取り工事

7 PP $\phi 50\text{mm}$ $\times$ PP $\phi 50\text{mm}$ $\cdot$ PP $\phi 40\text{mm}$ の場合



※圧着した場合は、圧着箇所を MC ユニオン・フクロジョイント・補修バンド等で保護すること。

分岐工事給水用具一覧表

サドル付分水栓					
引込管 配水管		P P			
		2 0	2 5	4 0	5 0
V P	2 5	-	-	-	-
	4 0	○	-	-	-
	5 0	○	○	-	-
	7 5	○	○	-	-
	1 0 0	○	○	-	-
	1 5 0	○	○	-	-
P P	4 0	○	-	-	-
	5 0	○	○	-	-
D I P	7 5	○	○	○	○
	1 0 0	○	○	○	○
	1 5 0	○	○	○	○
	2 0 0	○	○	○	○
	2 5 0	○	○	○	○
	3 0 0	○	○	○	○
	3 5 0	○	○	○	○

※サドル付分水栓は、ボール式を使用すること。

V P用チーズ					
引込管 配水管		P P (V P)			
		2 0	2 5	4 0	5 0
V P	2 5	○	○	-	-
	4 0	-	○	○	-
	5 0	-	-	-	-
	7 5	-	-	-	-
	1 0 0	-	-	-	-
	1 5 0	-	-	-	-

P Pチーズ					
引込管 配水管		P P			
		2 0	2 5	4 0	5 0
P P	2 5	○	○	-	-
	4 0	-	○	○	-
	5 0	-	-	○	○

		割T字管							
配水管	引込管	P P		D A L					
		40	50	75	100	150	200	250	300
V P	25	-	-	-	-	-	-	-	-
	40	-	-	-	-	-	-	-	-
	50	※	○	-	-	-	-	-	-
	75	○	○	○	-	-	-	-	-
	100	○	○	○	○	-	-	-	-
	150	○	○	○	○	○	-	-	-
D I P	75	○	○	○	-	-	-	-	-
	100	○	○	○	○	-	-	-	-
	150	○	○	○	○	○	-	-	-
	200	○	○	○	○	○	○	-	-
	250	○	○	○	○	○	○	○	-
	300	○	○	○	○	○	○	○	○
	350	○	○	○	○	○	○	○	○

- 1 $\phi 50 \times \phi 40$ の分岐の場合、配水管から $\phi 50 \times \phi 50$ 割T字管で分岐し、原則として 1 m以内の部分で口径を $\phi 40$ に変更すること。

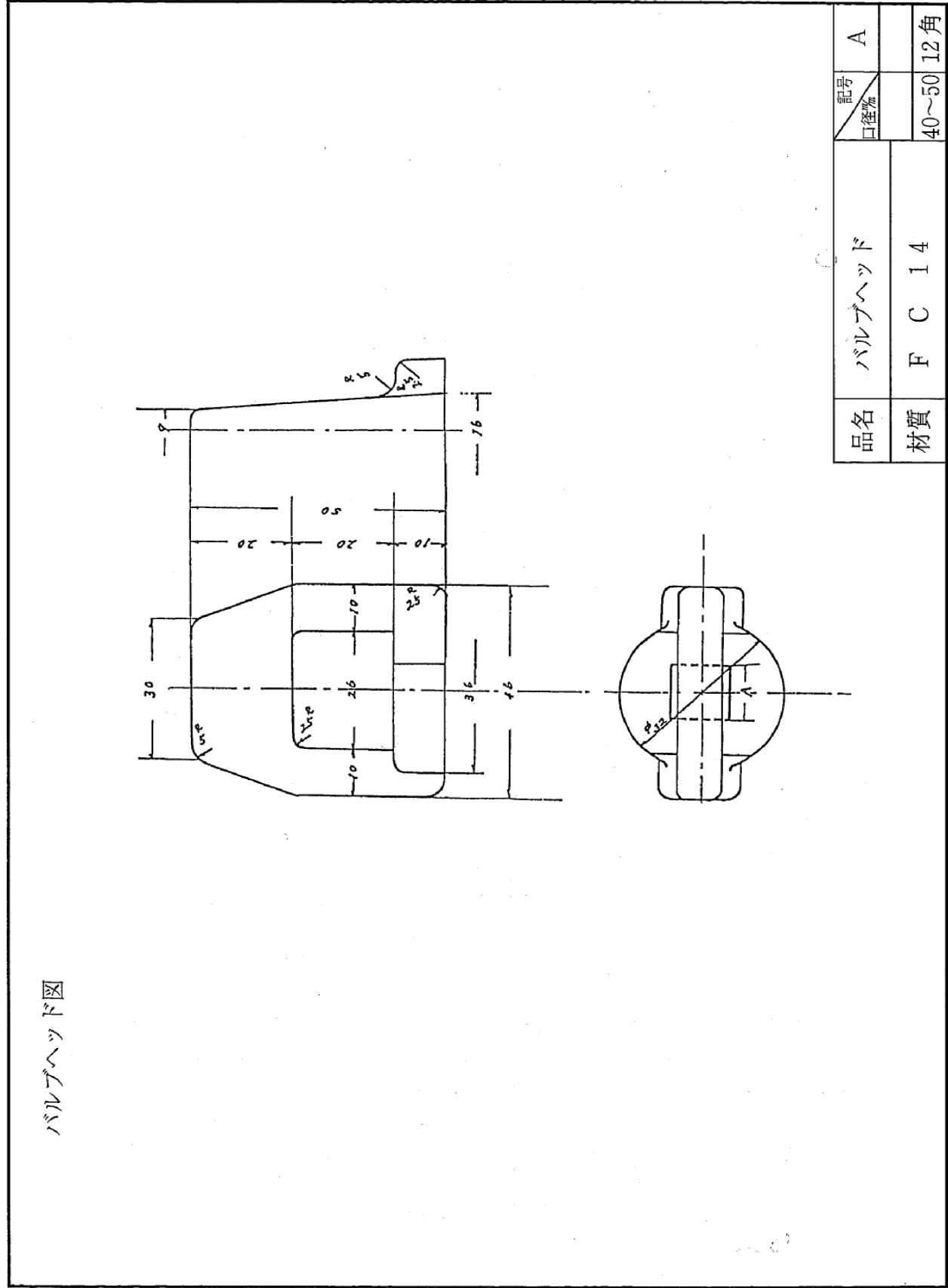
4. 2 仕切弁及び止水栓

- 1 取り付けする仕切弁、止水栓は、設置場所を考慮した種類とする。
 - 2 仕切弁、止水栓は宅地内 1 m以内のできるだけ官民境界に近い場所に設置する。
 - 3 伸縮式止水栓は、メーター筐内に設置する。
- 1 仕切弁及び止水栓の使用区分は「設置位置別仕切弁及び止水栓」表のとおりとする。
 - 2 道路内に設置する口径 50mm 以上の仕切弁は、水道用ソフトシール弁継手一体型を使用すること。
 - 3 口径 40mm の仕切弁については、水道用スルース弁を使用し、ハンドルは止水栓開閉器が使用できるバルブヘッドに変更するものとする。
 - 4 宅地内に使用する口径 50mm スルース弁のハンドルは、止水栓開閉器が使用できるバルブヘッドに変更するものとする。(次頁バルブヘッド図参照)
 - 5 仕切弁及び止水栓の設置位置は「仕切弁及び止水栓標準配管図」のとおりとする。災害及び維持管理等を考慮し、宅地内 1 m以内に必ず乙止水栓（ボール式）を設置すること。また、メーター枠内にも、ボール式止水栓を設置すること。
 - 6 水路の添架、石積及び擁壁等で露出配管となる場合は、立ち上がり直前の上流側に仕切弁又は乙止水栓を設置すること。
 - 7 仕切弁及び止水栓の前後の配管は、標準配管図のとおりとする。

設置位置別仕切弁及び止水栓

種類	口径	使用場所
水道用ソフトシール弁	50mm 以上	道路・宅地
水道用スルース弁	40mm 以上	道路・宅地
乙止水栓（ボール式）	13 mm～25 mm	道路・宅地
ボール式止水栓（伸縮型）	13mm～25mm	メーター前

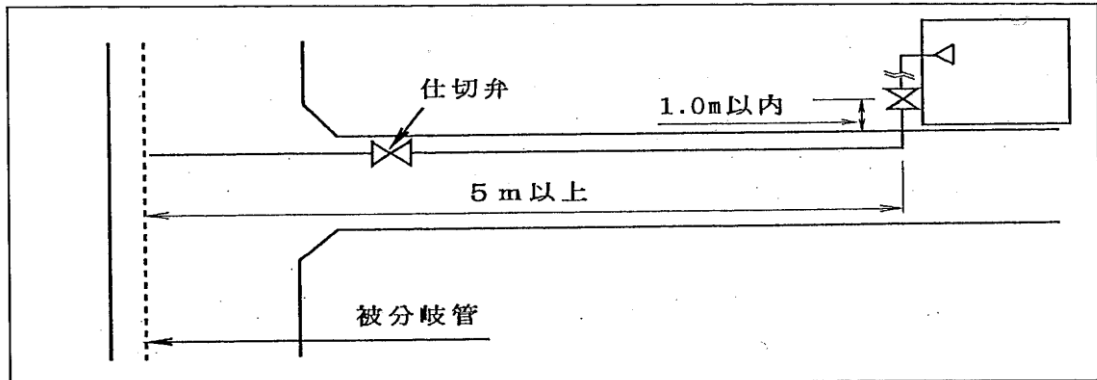
バルブヘッド図



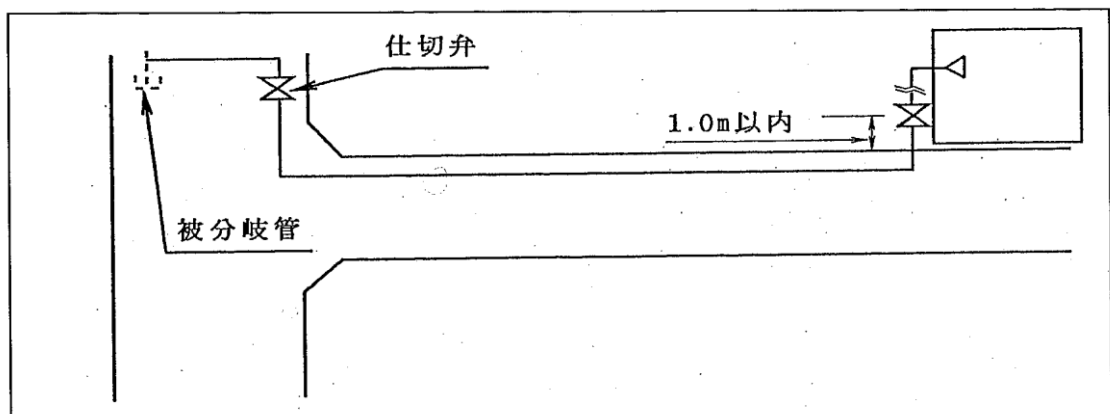
仕切弁及び止水栓標準配管図

1 仕切弁設置（道路内）

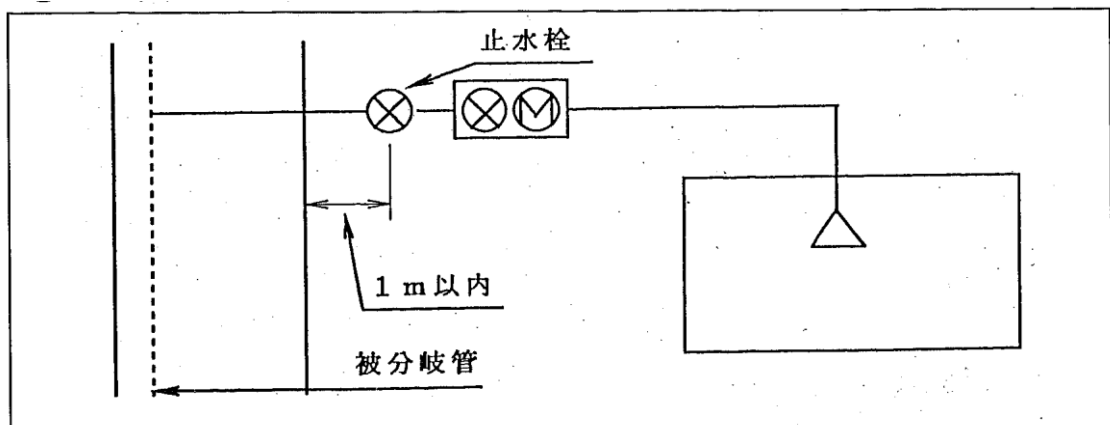
原則として分岐位置と敷地内第一仕切弁との距離が5 m以上の場合は道路内に仕切弁を設置すること。道路内に設置される仕切弁は、操作に支障のない位置に設置すること。



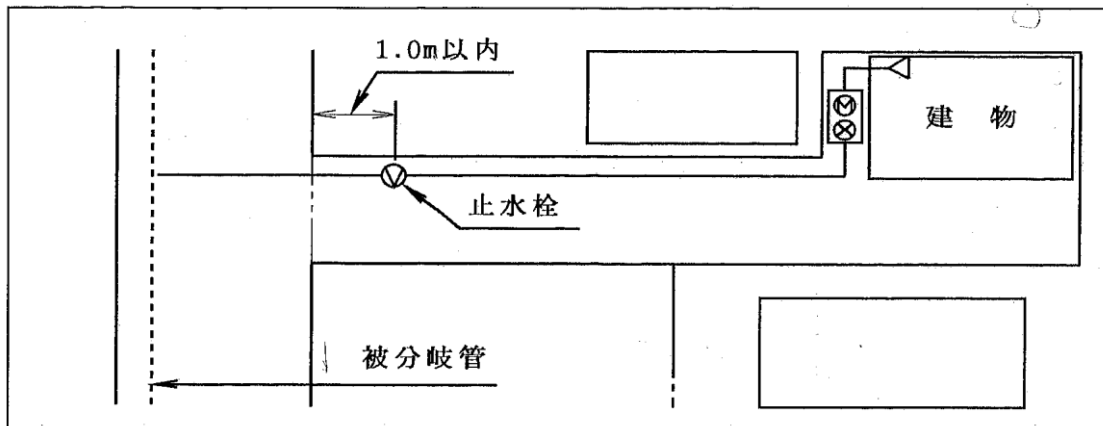
2 仕切弁設置（道路内）



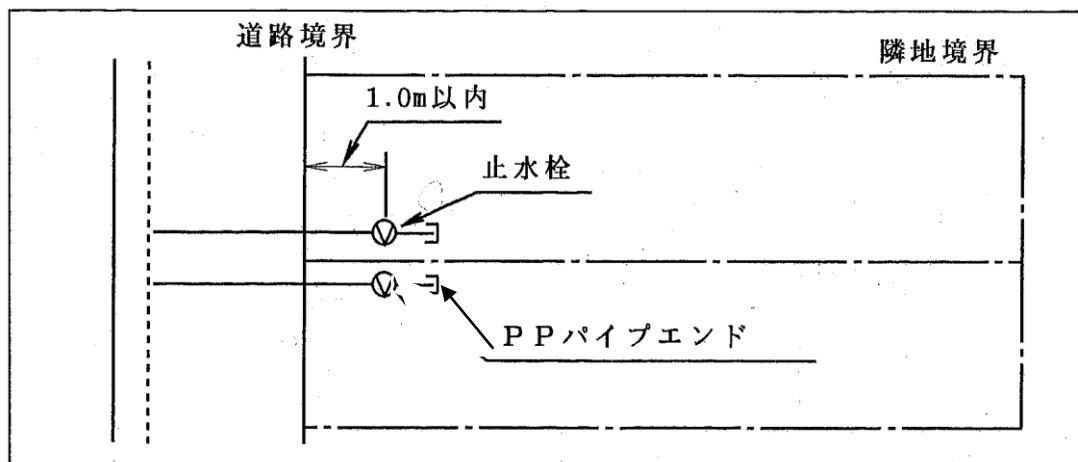
3 止水栓設置（宅地内）



4 止水栓位置（専用通路）※止水栓は官民境界から 1.0m 以内に設置する。

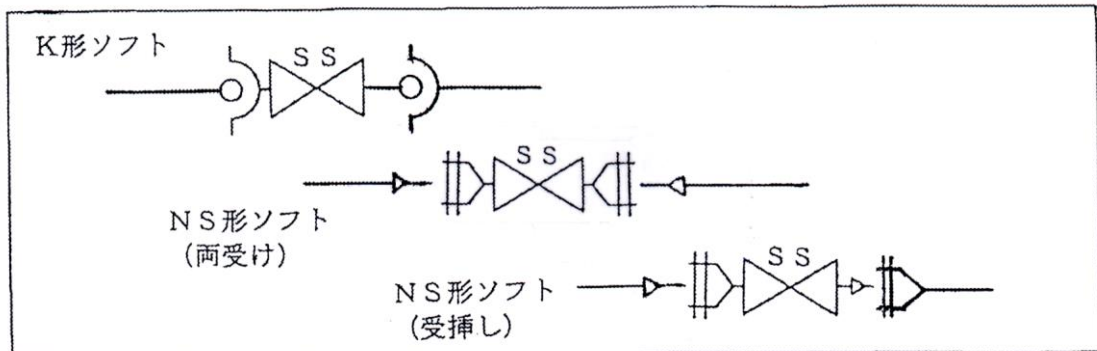


5 止水栓位置（取り出しのみ）

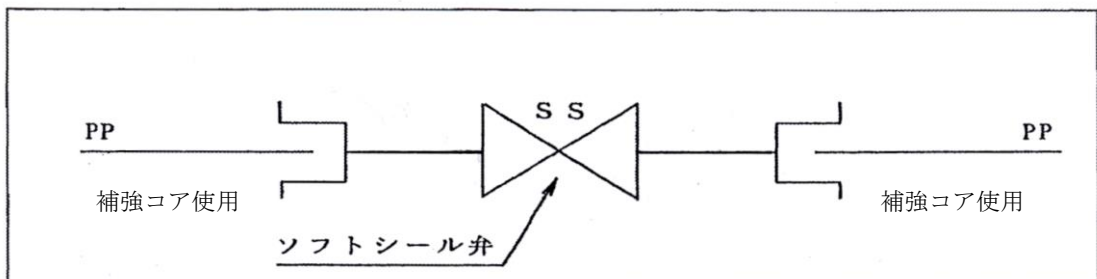


仕切弁・止水栓前後の標準配管図

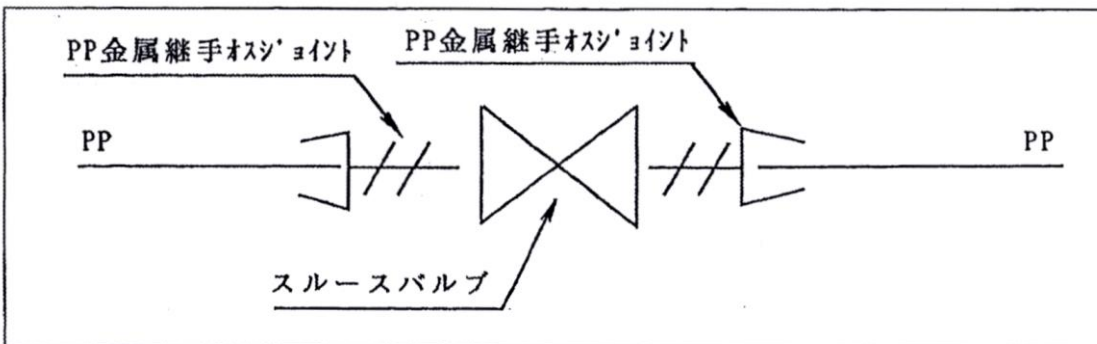
1 仕切弁（D I P ϕ 75mm以上の場合）



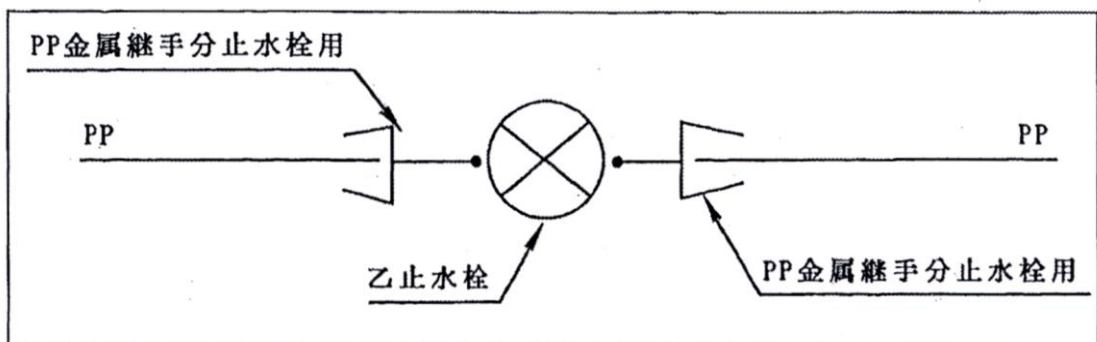
2 ソフトシール弁（P P ϕ 50mmの場合）



3 仕切弁（スルースバルブ ϕ 40・ ϕ 50mmの場合）



4 止水栓（P P ϕ 25mm以下の場合）

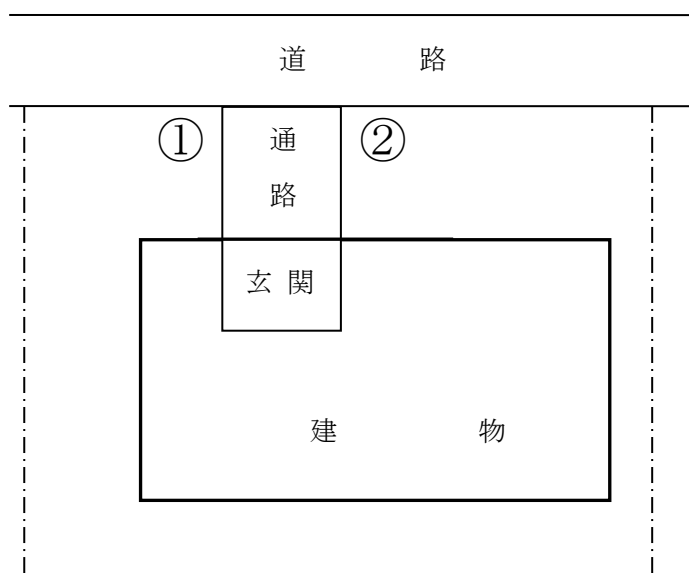


4. 3 メーターの設置位置

- 1 原則として、道路路境界線に最も近接した宅地部で、分岐地点の近くとし、第一止水栓直後へ設置する。
- 2 メーターの検針及び取替作業等維持管理に支障をきたさない場所とする。
- 3 雨水・汚水等が入らず、常に乾燥する場所とする。
- 4 日当たりがよく、凍結の生じがたい場所とする。
- 5 車庫内・駐車場では、車の下になるような場所、車が出入りする通路、ゴミ置場、庭園、花壇等以外の場所とする。
- 6 メーターは水道部が貸与し、所有者等がこれを管理する。

- 1 メーターの設置については、条例第 11 条（メーターの設置）の規定による。
- 2 メーターの管理責任については、条例第 12 条（メーターの貸与）の規定による。
- 3 ホームタンク等の油漏れなど、灯油、ガソリン等が土壤に浸透するおそれのある場所は避けること。
- 4 メーターは検定有効期間内に水道部が交換する。
- 5 メーターは、使用水量の計量及び当該メーター先における漏水を検知するため、その設置位置は道路境界線近くとし、検針及び取替作業等が容易な場所にする必要がある。さらに、汚水や雨水が流入及び障害物の置かれやすい場所をさける必要がある。
- 6 メーターは、点検しやすく乾燥していて、雨水や汚水が入らない場所で、凍結、破損する場所に設置しないこと。
- 7 車庫内（シャッター付）、ゴミ置き場、庭園、花壇等には設置しないこと。
- 8 修繕工事を行う際の妨げとなることから、メーターボックス付近には融雪装置を設置しないこと。

メーター取付位置標準図



※道路境界線近くに設置を原則とする。

4. 4 配管工事一般事項

- 1 行き止まり配管等水が停滞する構造としてはならない。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置しなければならない。（基準省令第2条第2項）
- 2 減圧弁、逃がし弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁は、耐久性能を有するものを用いなければならない。（基準省令第7条）
- 3 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合を行わなければならない。
- 4 家屋の主配管は、配管の経路について構造物下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。
- 5 道路及び宅地内に給水管を布設するときは、埋設深度を遵守しなければならない。

- 1 事故防止のため、他の埋設物との間隔は30cm以上確保すること。
- 2 敷地内配管は、原則として直線配管とすること。
- 3 横走り管の勾配は、1/100以上とする。ただし、やむを得ず鳥居配管となる場合は、吸気弁を設置すること。
- 4 土被りは、路面から管頂までの深さをいい、次表を標準とするが、道路管理者の指示がある場合は、その指示に従うものとする。

道路の舗装構成（アスファルト舗装）

区分	埋設深度（H）
車 道	80 cm 以上
歩 道	80 cm 以上
宅地内	40 cm 以上

表 層	舗装厚
基 層	
上層路盤	
下層路盤	
埋 戻 し	0.3m 以上
水道管 	